

**建設業関連法規に関する相談事例集  
Q & A**

**平成 16 年 12 月**

**社団法人 高知県建設業協会**

## 目 次

### 1 . 施工体制台帳・施工体系図（記入範囲等）

- 問 1 - 1 . 施工体制台帳を作成しなければならない工事とは . . . . . 3
- 問 1 - 2 . 施工体系図を作成しなければならない工事とは . . . . . 3
- 問 1 - 3 . 施工体制台帳、施工体系図に記載しなければならない契約の範囲とは  
. . . . . 3
- 問 1 - 4 . 次の契約をした場合の、施工体制台帳・施工体系図への記載の必  
要性 . . . . . 4  
    運転手付きクレーン 一日のみの建設機械のリース契約 コンクリート  
強度試験 ダンプによる残土運搬 労務のみの常備工事 警備員 鉄筋  
の加工 クレーン、ポンプ車の年間の単価契約 コンサル業務（測量、振  
動・騒音・粉塵調査等の業務） 産廃業者 重機の運搬代
- 問 1 - 5 . 問 1 - 6 .  
    下請金額・期間により施工体制台帳・施工体系図への記載の是非を決めてはど  
うか。 . . . . . 6
- 問 1 - 7 . 書面で下請契約を結ぶ前に、工事を着工した場合、どのように記載すべ  
きか。 . . . . . 7
- 問 1 - 8 . 施工体系図に関し、下記の項目の記入は不要としてほしい . . . . . 7  
    二次下請け以下の請負金額 二次下請け以下の軽微な作業、常用契約作業
- 問 1 - 9 . 施工体制台帳に下請契約書を添付し提出する際、内訳書まで提出を求め  
られることがあるが、拒否できるか . . . . . 7
- 問 1 - 10 . 単価契約があるため、金額がなかなか記入できない . . . . . 8
- 問 1 - 11 . 一時的に発生するリース契約についての記入方法は . . . . . 8
- 問 1 - 12 . 次のような業務を元請業者が下請業者に発注する場合、施工体制台帳に  
記載すべきか . . . . . 8  
    発注者から貸与された機械設備の運転管理 ポーリング調査をともなう  
    土壌分析 河川工事における警戒船業務 測量 調査工（土壌試験、分析、  
    家屋調査等）
- 問 1 - 13 . 他社から 1 日人を借りた場合など、記入の指導にくい違いがみられる  
. . . . . 9
- 問 1 - 14 . 内容、金額等にかかわらず、一事案が下請に当たるか、否かだけを考えて、  
体系図に記入するしないを判断するのは、誤りでは . . . . . 9

問 1-15 . 人が動くものについては 100 円の仕事でも体系図に記入しなければいけないと言われたことがある	10
問 1-16 . 建設業許可を持つ商社を一次下請として施工体制台帳を提出したが認めてもらえなかった。	10
問 1-17 . 500 万円未満の軽微な工事は施工体制台帳・体系図の記載を省略してもよいのではないか。	10
問 1-18 . 施工体系図に、下請金額まで記入することは必要か。また、現場事務所の外にまで掲示することは必要か	11
問 1-19 . ダンプや重機のチャーター、ガードマン等は施工体制台帳への記入の除外としてほしい。また施工体系図への下請契約の記入は金額 500 万円以上とできないか	11
問 1-20 . クレーンをオペ付きでリースした際、クレーンの空き状況によって急に孫請けが発生した場合、前以て契約を交わすことが困難である。	12
問 1-21 . 交通整理人、重機回送、ダンプチャーター等の会社にも主任技術者を必ず設置するよう指導がある。	12
問 1-22 . 請負金額が 1 億円以下の工事については施工体制台帳、施工体系図は必要無いように思う。	13
問 1-23 . 施工計画書作成の時点で、外注先等検討中の部分の記入を求められる。	13
問 1-24 . 産業廃棄物処理業者(処分及び運搬含む)は、体系図に記入不要であるはずだが記入するよう求められたことがある。	13
問 1-25 . 下請のない場合でも施工体系図を作成するよう指導されたことがある。	14

## 2 . 施工体制台帳・施工体系図

(主に工事作業所災害防止協議会体系図における選任の必要な事項)

問 2- 1 . 施工体系図、施工体制台帳の様式にある項目については、現場の規模により、選任の不要なものがある。	17
問 2- 2 . 「安全衛生責任者」「安全衛生推進者」などは現場の規模に応じて自社の組織の名称を適用すればよい筈だ。	17
問 2- 3 . 安全協議会副会長は一次下請業者の担当者でよいか。	18
問 2- 4 . 現在使用しているフォームは、小規模工事においても大規模工事に適用されるべきものを準用しているようだ。	18

問 2-5 .安全衛生の担当者については小規模工事でも県の規定をつくり根拠を明確にして運用したら、法の目的に合うのでは。 . . . . . 18

問 2-6 . 施工体制台帳に記載されている、安全衛生推進者は、小規模業者(労働者数 10 人未満)では選任不要であり、適切な名前に変えてほしい。 . . . . . 18

### 3 . 請負契約について

問 3-1 . 現場の警備を警備会社に外注すると、請負契約に該当するか。 . . . . . 21

問 3-2 . トラッククレーンやコンクリートポンプ車等のオペレーター付きリース契約は請負工事契約に該当するか。 . . . . . 21

問 3-3 . 労務のみの常備工事は、単価契約である場合が多いが、請負契約工事となるか。 . . . . . 21

問 3-4 . 次の業者とした契約は、建設工事の請負契約となるか。 . . . . . 21  
建設資材(生コン、ブロック等)の納入業者 仮設材のリース業者 資機材の運搬(運送)業者 レッカー車の運転業者(回送)

問 3-5 . 伐開作業に森林組合の人夫を雇用したら下請契約をせよとの指示があった。 . . . . . 22

問 3-6 . 小工事において個人でやっている石工を雇用した場合、契約・注文書また、それにかかる変更等のやり取りが個人相手であるので大変煩雑で面倒である。 . . . . . 22

問 3-7 . 交通整理員は下請の合計金額に入るか . . . . . 23

問 3-8 . 一日だけのリース料、土質試験料等まで下請と定義するのはおかしいのでは。 . . . . . 23

問 3-9 . A 工事から B 工事へ重機を運搬した場合、1 回の輸送費が各々の下請金額になり、矛盾を感じる。 . . . . . 23

### 4 . 一括下請けの禁止について

問 4-1 . 一括下請けの具体的判断基準となるものはなにか。 . . . . . 27

問 4-2 . 横請(同規模業者への下請)、上請け(上位規模業者への下請)は、一括下請けと判断されるのか。 . . . . . 27

問 4-3 . 重点点検対象工事とはどういった工事か。 . . . . . 28

問 4-4 . 「実質的に関与」していることの確認は、具体的にどのような方法で行うのか。 . . . . . 28

- 問 4-5 . 金額を定め、それ以下の工事は、効率性の観点から一括下請けを認めてもらいたい。 . . . . . 28
- 問 4-6 . 下請に全国大手会社（舗装工、法面工）を入れると二次下請を使用することとなるが、二次下請会社を直接契約するよう指導された。 . . . . . 29
- 問 4-7 . 下請比率が 50%以上と高い場合、県担当者は、元請業者は自主施工でないという雰囲気があるようだ。 . . . . . 29
- 問 4-8 . 大規模な土工事が主要工事の場合、下請業者の機械保有台数の関係で、下請業者がある範囲で固定されるが、隣接する工事に同じ下請業者がいる場合に一括下請けではないかと指摘を受けた。 . . . . . 29
- 問 4-9 . 下請業者が技術員だけ出して、工事は孫請けに出す場合があるが、これはおかしいのでは。 . . . . . 29
- 問 4-10 . 実質的関与をしているにもかかわらず下請業者の比率が高いというだけで「元請はこの工事で何をしているのか」と言われた。 . . . . . 30
- 問 4-11 . 実質的関与を行っている現場体制で、主たる部分に直営作業がないので一括下請けになると指摘を受けた。 . . . . . 30
- 問 4-12 . 同ランクまたは上位規模の会社が一次下請等に存在する工事は、一括下請の重点点検対象工事となると記載されていますが 平成 15 年度、建設工事技術者研修会資料 p36 地域の B C ランク業者ではありえることだと考える。 . . . . . 30
- 問 4-13 . (再掲)建設業許可を持つ商社を一次下請として施工体制台帳を提出したところ、認めてもらえなかった。 . . . . . 31

## 5 . 技術者、現場代理人について (専任制、常駐制について)

- 問 5-1 . 技術者の「専任」、および、現場代理人との「常駐」とは具体的にどのようなことか。 . . . . . 35
- 問 5-2 . 工事を 2 件落札した場合、近隣であれば合併積算されるが、技術者の専任、また、現場代理人の常駐も合併されてよいのではないか。 . . . . . 35
- 問 5-3 . 代理人・技術者が不在のとき、連絡を携帯電話でとろうとしたら駄目といわれた。 . . . . . 36
- 問 5-4 . 現場が会社事務所に近く、事務所に帰って書類を作成していたが、「現場にいなかった」と注意された。 . . . . . 36

- 問 5-5 . トンネル昼夜工事にて現場代理人は常駐だから、夜間も現場にて宿泊せよと指示された。 . . . . . 37
- 問 5-6 . 災害工事等の小規模な工事にあたっては、兼任しても十分な管理等が行えるのでいいのでは。(主任技術者の場合) . . . . . 37
- 問 5-7 . 現場が何箇所にもなり、社長を技術者にしていたら注意を受けた。 . . . 37
- 問 5-8 . 2500 万円未満の請負金額の工事(土木)は何件まで兼任してかまわないのか。 . . . . 37
- 問 5-9 . 1 班 2 班と分かれ、相互に助け合いながら作業しています。それを「兼任」と言われると効率のよい人事配置が出来ない。 . . . . . 38
- 問 5-10 . 現場で軽微な作業をするときも現場代理人が必要か。 . . . . . 38
- 問 5-11 . 「常に常駐」であれば現場代理人を複数指名できないか。 . . . . . 38
- 問 5-12 . 現場代理人の常駐について、県側主催の打合せ、講習会等は、現場を離れてもよいが、元請の本社の会議及び打合せ等は認めないことは、おかしいのではないか。 . . . . . 39
- 問 5-13 . 現場代理人の代理届けがいるのか、いるとしたら何日間いないときに提出するのか。 . . . . . 39
- 問 5-14 . 請負金額 1,050 万円と 630 万円の工事の主任技術者を兼任でかまわないと思い、工事監督職と協議したが、各工事場所が 3 km ぐらい離れているので兼任できないと言われた。 . . . . . 39
- 答問 5-15 . 工事金額により、現場代理人も兼任を認めてもらいたい。 . . . . 40
- 問 5-16 . 作業遂行上、止むを得ず、現場代理人といえども材料資材の調達に、現場を離れることもあり、それを常駐していない、と判断されるのは厳しく思われる。 . . . . . 40
- 問 5-17 . 現場代理人が私用で休んだとき、常駐を強く要求された。 . . . . . 40
- 問 5-18 . 結婚式に出席になっていたが、年度末工事で日数がなく代理人不在の仕事を申し出たが「常駐」を理由に断られた . . . . . 40
- 問 5-19 . 地権者との打ち合せに出たところに担当者が来た。 . . . . . 40
- 問 5-20 . 監督員名の記載欄に現場代理人である上司名を記載したが、他工事で、代理人・監理技術者として登録していたら認められなかった。 . . . . . 41

1 . 施工体制台帳・施工体系図  
( 記入範囲等 )

問 1 -1 . 施工体制台帳を作成しなければならない工事はどんな工事でしょうか。

答

下請契約の請負代金の総額が3千万円(土木工事)以上のときは、施工体制台帳の作成及び工事現場への備え置きを規定しています。(建設業法第24条の7による)

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入札・契約適正化法)第13条では、建設業法により作成した施工体制台帳の写しの提出を規定しています。

問 1 -2 . 施工体系図を作成しなければならない工事はどんな工事でしょうか。

答

県工事においては、下請負がある工事については施工体系図を提出しなければなりません。

建設工事請負契約書(金銭的保証タイプ)第7条(下請契約の報告)には、下請に付する場合は下請契約締結の日から14日以内に、下請契約書の写しの提出を規定しています。下請契約の報告義務については、土木部長通達(H14.1.21)により、下請がある場合は、下請契約の請負代金の金額に関わらず、施工体系図を提出すること、提出方法については、

1 . 施工計画書の提出を求めている場合。

施工体制台帳(下請金額3,000万円以上(土木一式工事))、施工体系図及び下請契約書の写しを施工計画書に綴じ込み提出すること。

2 . 施工計画書の提出を求めていない場合。

下請がある場合は、施工体系図に下請契約書の写しを添付して提出すること。

となっています。

なお、下請がない工事は施工体系図は作成不要です。

また、建設業法上は、施工体制台帳を作成した特定建設業者は施工体制台帳を元に施工体系図を作成すること、となっています。

問 1 -3 . 施工体制台帳、施工体系図に記載しなければならない契約の範囲はどのように決まっているのでしょうか。



**答**

下請契約を結ぶ請負工事はすべて、記載する必要があります。しかし「請負工事」の概念については、発注者によって違いがあります。(P.19～ 3.請負契約参照)

県工事では「残土運搬、場内警備、地質調査、測量」などは「請負工事」であるとしており、記載が必要です。

一方、国土交通省工事ではこれらは「請負工事」とはみなしていません。(場内警備は請負工事ではないが重要な業務であるので記載を求めている。)

建設業法第 24 条には、請負工事とは「委託その他何らの名義をもってする、を問わず報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなしてこの法律の規定を適用する。」とあり、この文言の解釈の違いによるものと思われます。

最終的には、発注者の指示に従うことが求められます。

**問 1 -4 . 以下の業者と契約をした場合、施工体制台帳・施工体系図に記載する必要があるでしょうか。**

**運転手付きクレーン**

**答**

必要です。施工体制台帳に記載するかどうかの基準については、問 1 - 3 を参照のこと。

**一日のみの建設機械のリース契約**

**答**

オペ付きなら一日だけでも必要です。機械のみのリースは必要ありません。

**コンクリート強度試験**

**答**

県工事においては、生コン試験費用込みの契約なら必要ない、としています。「委託その他何らの名義をもってする、を問わず報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなしてこの法律の規定を適用する。」を適用しています。問 1 - 3 を参照。

**ダンプによる残土運搬**

**答**

県工事では必要です。

なお、国交省工事では、残土運搬は請負工事に該当しないため記載の必要がない、としています。問1 - 3 参照。

#### **労務のみの常備工事**

**答**

必要です。また、下請契約を結ぶ必要があります。

建設業法第24条の逐条解説によれば、「建設工事の完成を目的としているものであっても、必ずしも請負という名義を用いていない場合がある。それは、一つには民法の請負そのものが、他の典型契約である雇傭や委任と明確に区別しがたいばかりでなく、種々の特約が可能であり、さらに、民法の典型契約以外の無名契約も認められていることにより、現実の建設工事が民法の原則を修正した形で行われることが多いことによるものである。また第二に、本法の適用を免れるために、雇傭契約とか委任契約とかの名称を使用することも多いためと考えられる。」とあります。

また、派遣労働者を建設業務に従事させると労働者派遣法に抵触するおそれがあります。

#### **警備員**

**答**

必要です。県工事では、請負契約を結ぶ必要があります。

国交省においては、警備の業務は請負工事に該当しないが、重要な業務であるので仕様書等により、記載を義務づけている、としています。

#### **鉄筋の加工**

**答**

県工事では必要です。問1 - 3 参照

国交省では、工場製作品として外注する場合は下請となり、記載が必要となる。(設計書の中で間接労務費・工場管理費を計上しているもの)製品は特注であっても下請にはならないので記入不要。(見積もり及び物価版等に記載されているもの) とあります。

#### **クレーン、ポンプ車の年間の単価契約**

**答**

オペ付きであれば請負契約として記載が必要です。問1 - 3 参照。

単価契約が請負契約になじまない面はあるが、当該業務が工事の完成を目的としていれば、請負工事として記載義務があります。

**コンサル業務(測量、振動・騒音・粉塵調査等の業務)**

**答**

県工事はすべて必要となっています。

しかし、国交省では、調査業務は工事の完成を目的としていない、ので、請負契約には該当しない、としており記載不要としています。

**産廃業者**

**答**

県工事では、産業廃棄物処理業者は必要ありません。ただし運搬業者を使って運搬する場合は必要です。

国交省では、うえの両者ともに必要無い、としています。

**重機の運搬代**

**答**

必要ありません。

**問 1 -5 . 下請金額により記載の是非を決めたらどうかと考えます (500 万円あるいは 50 万円を境に)。また、下請期間が短い下請業者は、記載を省略させてほしい。わずかな下請契約まで記入するのは大変な手間であるし、適正な施工をすることとは関係ないと思いますが。**

**答**

記載の省略は出来ません。問 1 - 1、問 1 - 2 参照。

建設工事請負契約書に下請契約の報告義務があり(第 7 条)、工事の期間・規模・金額等に関わらず全てに必要です。

請負工事にあたらぬものは記入不要ですが、発注者によって請負工事の解釈が異なるため注意が必要です。

**問 1 -6 . 500 万円未満の下請工事については、建設業法の許可を要しない工事であり体系図記載不要とすべきと思います。**

**答**

許可を要しない小額の工事でも、記載しなければなりません。問 1 - 5 参照。許可を要する工事か要しない工事か、で判断されるものではありません。

問1 -7 .書面で下請契約を結ぶ前に、工事を着工した場合(指示先行の下請契約)、どのように記載すべきでしょうか。

答

県工事では、下請契約締結後に工事着手すること、としています。これは、建設業法第19条「建設工事の請負契約の当事者は、(中略)、契約の締結に際して(中略)書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない」に抵触するおそれがあることを根拠としているものです。

一方、国交省では、「工事着工時点で全ての下請契約が締結されることは現実的でないが、指示先行工事をそのままにして施工体制台帳に添付しないと、施工体制台帳の不備とされるおそれがある。」と、多少ニュアンスの異なる指導をしています。

問1 -8 . 施工体系図に関し、下記の項目の記入は不要としてほしいのですが。

2次下請け以下の請負金額

答

記入が必要です。発注者が現場の施工体制を常時的確に把握できるようにするために義務づけられたものです。なお、工事現場に掲示するものについては、金額の記載は必要ありません。

2次下請け以下の軽微な作業、常用契約作業

答

記入が必要です。建設工事請負契約書(金銭的保証タイプ)第7条(下請契約の報告)に「この工事につき下請(再下請を含む)に付する場合は……」とあり、工事の完成を目的としていれば全て必要です。

問1 -9 . 施工体制台帳に下請契約書を添付し提出する際、内訳書まで提出を求められることがあるが、拒否できるでしょうか。

答

できません。下請契約における代金支払いの適正化等について(H13.8.8 建設業者団体の長あて国土交通省総合政策局長)により、下請代金の設定については、明

確な経費内訳による見積書の提出、それを踏まえた双方の協議等の適正な手順によりなされているかを、指導することとしております。提出を求められたときは協力をお願いします。

**問 1 -10 . 単価契約があるため、金額がなかなか記入できません。どうすればよいでしょうか。**

**答**

県工事では単価契約の場合は、契約単価掛ける予定数量で金額の記載をお願いします。

国交省工事では契約当初の下請金額の表示は、「単価契約」である旨を記載すれば足りる、が、当該工事完了時には、確定された数量に単価を乗じた契約金額を記載する必要がある、としています。

発注者ごとに、対応を確認すべきでしょう。

**問 1 -11 . リース契約について**

リースによっては一回だけとか、数回とかあります。(例えば自社重機が忙しいとき、一時的にリース)それを施工体系図に記入、さらに下請金額も記入せよ、と指導されますが、工事終了までリース金額はわかりません。

**答**

問 1 -10 を参照してください。

**問 1 -12 . 次のような業務を元請業者が下請業者に発注する場合、施工体制台帳に記載すべきでしょうか。**

発注者から貸与された機械設備の運転管理

ボーリング調査をともなう土壌分析

河川工事における警戒船業務

測量

調査工(土壌試験、分析、家屋調査等)

答

県工事では から すべて下請工事に該当するので施工体制台帳に記載すること、としています。建設業法第 24 条、請負工事とは「委託その他何らの名義をもってする、を問わず報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなしてこの法律の規定を適用する。」となっています。

国交省の解釈では、基本的には から すべて建設工事の請負契約に該当しないと考えられるので、記載義務は無いと思われる。が、契約内容、作業内容を契約ごとに個別に判断する必要がある、としています。

問 1 -13 . 担当によって言うことが違うときがあります。例えば他の会社から人手が足りないときに 1 日人を借りた場合、ある人は全部施工体系図に記入せよ、と指導がありますが、ある人はかまわないと言われます。統一を願いたいのですが。

答

施工体系図に記入しなければなりません(借りた人が建設作業に従事する場合、請負契約を結ぶ必要がある)。「記入しなくてよい」と言った担当の方は運用上、容認したものと思われる。

問 1 -14 . 内容、金額等を見せず、一事案が下請に当たるか、否かだけを考慮して、体系図に記入するしないを判断するのは、本来の施工体制台帳、体系図作成の主旨から離れていると思いますが。

答

法規と契約上の定めにより、作成・提出が義務付けられたものです。

具体的にいえば、施工体制台帳・施工体系図は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(適正化法)により作成提出が義務付けられ、施工体系図の提出は建設工事請負契約書によるものです。

また、施工体制台帳は、元請業者がその工事全てにかかわる業者の状況、技術者の設置など施工体制を把握し、確認するためのもの、といえます。

近年、不良不適格業者の排除、一括下請けの禁止を目的に、「規制緩和」とは逆の流れになっており、整備書類も増加傾向にあることは否めません。

問 1 -15 . 人が動くものについては 100 円の仕事でも体系図に記入しなければいけないと言われたことがあります、100 円の支払は外注に当たるとは思えません。

答

「人が動くもの」ではなく「工事の完成を目的としたものかどうか」で判断されるものです。しかし、現実的には、建設工事の請負契約に該当する 100 円の外注工事は無いと思われます。問 1 -4 参照。

問 1 -16 . 建設業許可を持つ商社を一次下請として施工体制台帳を提出したところ、認めてもらえませんでした。

答

下の原因が考えられます。

5 0 0 万円以上の下請負契約で、その商社が当該工事の種類 of 許可を有してなかった。

何らかの理由で、丸投げ、一括下請けの疑いを持たれた。

など。

納得できなければ、理由を訊くべきでしょう。

問 1 -17 . 500 万円未満 (500 万円以上は建設許可業者でなければならない) の軽微な工事 (重要工種は除く) については施工体制台帳・体系図の記載を省略してもよいのではないのでしょうか。

答

施工体制台帳・施工体系図を記入するに当たって、たとえ軽微な工事でも下請工事はすべて記入しなければなりません。

施工体制台帳・施工体系図は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (適正化法) により作成提出が義務付けられているもので、下請金額 3,000 万円未満の工事では、施工体制台帳の作成は不要です。

また、施工体系図の提出は建設工事請負契約書により求められているもので、下請がある場合は全て必要です。

問 1 -18 .施工体系図は下請業者との位置付け及び体系を図で表すものであるのに、下請金額まで記入させるのはどうかと思います。また、現場事務所の外にまで掲示することは必要無いのではないのでしょうか。

答

施工体系図は、発注者が現場の施工体制を一目で的確に把握できるようにするためのもので、施工体系図の掲示・提出は、建設業法、適正化法及び建設工事請負契約書により求められています。下請合計金額 3,000 万円以上になれば特定建設業の許可、並びに監理技術者の選任が必要となり、金額の記載を指導しています。なお、工事現場に掲示するものについては、金額の記載は必要ありません。問 1 - 2 参照。

また、施工体系図を掲示する場所は、「工事関係者及び公衆の見やすい場所に」と義務づけられています。

問 1 -19 .施工体制台帳を作成すべき工事について、ダンプや重機のチャーター 及び ガードマン等については施工体制台帳等への記入の除外としてほしい。また、記入すべき下請契約で金額の下限を設け 500 万円以上の契約を施工体系図に記入するようにしてほしい。そうでなければ小額でも安全衛生責任者、主任技術者等を記入しなければならず、大変煩雑になっています。

答

これまで述べたとおり、小額でもオペ付であれば請負契約として、またガードマンも記入の除外となりません。

しかし(軽微な工事における)建設業許可を有していない下請業者は主任技術者の選任は必要ありません。

安全衛生責任者の記載は、「中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について」(基発第 209 号の 2 H5.3.31)により中規模建設工事現場における安全衛生管理指針が出されています。おおむね労働者数 10～49 人規模の建設工事現場での安全衛生体制の確立を求められていますので、記載の指導をしています。

なお、施工体制台帳は、下請負合計金額 3,000 万円未満は記載不要です。施工体系図は下請がある場合は全て必要です。



問 1-20 県工事では、施工体制台帳、施工体系図の記載について、他の発注機関(国、公団、市町村)からは指導を受けない、非常に細かい指示を受けます。

1. コンクリートの強度試験
2. クレーンのオペ付きリース
3. 重機運搬 など。

例えば、下請業者がクレーンをオペ付きでリースした場合に作業工程でクレーン会社に空きがなく、他の会社に応援を急遽依頼した場合、その時点で孫請けの扱いを受けます。このようなケースでは前以て契約を交わし施工体系図の変更を提出してから作業を行うことは現実的ではないと考えます。

答

県工事では、問にある事例でも、契約締結後に作業を行って下さい。なお、設問の「3.重機運搬」は下請工事とみなしておらず記載は必要ありません。設問の「1.コンクリート強度試験」は問 1-4 参照。

国交省では、書面で下請契約を結ぶ前に工事を着工する場合、工事後速やかに手続きをとる必要がある、との指導です。設問にある中で、下請契約は2の「クレーンのオペ付きリース」だけ、との解釈です。

さらに、国交省の指導においては、発注者に対して「施工体制台帳及び施工体系図の作成に当たっては、着工時点で必ずしも全ての下請契約が締結されているものでないこと等、効率的施工体系図のための現場実態等にも充分配慮し、元請人に過度な負担にならないよう留意すること」とあります。

問 1-21. 交通整理人、重機回送、ダンプチャーター等の会社にも主任技術者を必ず設置しなさいと(施工体制台帳に記入するよう)指導された。

答

建設業許可をとり建設業法の適用を受ける場合のみ主任技術者が必要です、その他の場合は、現場の責任者の記載を指導しています。なお、重機の運搬のみの業務は請負契約とみなしていません。

問 1 - 22 . 年間完工高 1 ~ 2 億円の地域企業にとって、一括下請けさせるほどの工事は無いのが現状です。施工体制台帳、施工体系図の掲示は、あくまでも一括下請けを防止するためのものと考えますが、請負金額が 1 億円以下の工事については必要無いように思います。

答

必要です。施工体制台帳、施工体系図の作成・掲示は、法律に規定されたものであり(建設業法第 24 条の 7)、建設業を営む上での義務といえます。

建設工事の施工は、一般的に、それぞれ独立した各種専門工事の総合的な組み合わせにより成り立っているため、建設業は他産業に類をみないほど多様化し、かつ、重層化した下請構造を有しているものです。

このような特色を有する建設業において建設工事の適正な施工を確保するためには、発注者から直接工事を請け負った元請建設業者が、直接の契約関係にある下請業者のみならず、当該工事の施工に当たるすべての建設業を営む者を監督しつつ工事全体の施工を管理することが必要です。

問 1 - 23 . 施工計画書作成の時点で、外注先等検討中の部分の記入を求められます。

答

予定業者がわかっている場合は記入し、わかっている場合は空欄でかまいません。ただし下請契約後 14 日以内に提出して下さい。問 1 - 2 参照。

国交省では、とりあえず予定業者を記入し、空欄を無いようにしておくよう、指示があります。

問 1 - 24 . 産業廃棄物処理業者(処分及び運搬含む)は、体系図に記入不要であるはずだが記入するよう求められたことがあります。中間検査及び完成検査時も特に指摘はなかったのですが。

答

処分と運搬を両方行う業者は記入不要です。問 1 - 4 参照。

運搬業者に運搬のみ下請に出す場合は記入して下さい(県工事)

問 1-25 . 下請のない場合、施工体系図は書きようが無いが、作成するよう指導されたことがあります。

答

作成の必要はありません。施工体系図の掲示・提出は、建設業法、適正化法及び建設工事請負契約書により求めております。問 1 - 2 参照。

## 2 . 施工体制台帳、施工体系図

( 主に工事作業所災害防止協議会体系図  
における選任の必要な事項について )

問 2 -1 . 施工体系図、施工体制台帳の様式にある項目については、業者・現場の規模により、選任の不要なものがあるように思います。例えば 10 人未満の工事現場でも「統括安全衛生責任者」「元方安全衛生管理者」「安全衛生責任者」を選任するよう、指導があります。

答

労働安全衛生法・中規模建設工事現場における安全衛生管理指針によると 10 人未満の工事現場では選任は不要です。しかし、工事の安全施工はどのような現場でも必要です。安全管理の責任者の記載をしてください。問 2 - 2 参照

労働安全衛生法はあくまで最低限の基準であり、より安全対策に努めてください。

問 2 -2 . 小規模の現場における、「安全衛生責任者」「安全衛生推進者」はその現場の安全衛生業務を担当するものの組織上の名称であり、労働安全衛生法で定められたものとは異なると解釈してもよいと思います。

従って、現場の規模に応じて自社の組織の名称を適用すればよい筈ですが。

答

「中規模建設工事現場における安全衛生管理の充実について」(基発第 209 号の 2 H5.3.31) により中規模建設工事現場における安全衛生管理指針が出されており、おおむね労働者数 10～49 人規模の建設工事現場安全衛生体制の確立を求められています。安全衛生責任者等の記載については、これにより指導をしているものです。

まとめると、

労働者 9 人までの工事現場・・・「安全管理の責任者」の記載をする。 10 人～49 人規模の工事現場・・・「統括安全衛生責任者に準ずる者」及び「元方安全衛生管理者に準ずる者」又は「店社安全衛生管理者に準ずる者」、「安全衛生責任者に準ずる者」(下請)のそれぞれ記載をする。 50 人以上の工事現場・・・「統括安全衛生責任者」及び「元方安全衛生管理者」又は「店社安全衛生管理者」、「安全衛生責任者」(下請)のそれぞれ記載をする。(以上、ずい道・圧気・一定の橋梁の現場を除く)

となります。

なお、「安全衛生推進者」は労働者 10 名～49 名の個別事業場において選任を義務づけられているものです。

問 2-3 . 施工体系図の記入にあたり、安全協議会副会長を 1 次下請業者の担当者を記載していたが、県の担当者に元請の現場担当者に変更するよう指示を受けたことがあります。

答

施工体系図の安全協議会副会長の欄は必ずしも元方事業者から選任する必要は無く、下請業者でもかまいません。(ただし工期全般にわたり運営に関わることが必要です)

災害防止協議会の設置は、労働安全衛生法第 30 条により、特定元方事業者等の講ずべき措置として規定されています。

組織の構成員は、 統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者又はこれらに準ずる者 元方事業者の店社安全衛生管理者又は、店社の工事施工・安全管理の責任者等 関係請負人の安全衛生責任者等 関係請負人の店社の工事施工・安全管理の責任者等です。

問 2-4 . 現在使用しているフォームは、大規模工事に適用されるべきものを準用しているようです。しかし担当者によっては、小規模工事でも、全く同じ様式で記入するよう、指示があります。労働安全衛生法を熟知した上での指導であれば納得できるのですが。

答

問 2 - 1、問 2 - 2 を参照してください。

問 2-5 . 労働安全は重要であり、労働安全衛生法で求められていない小規模工事でも必要度は変わらないと思う。小規模工事でも県の規定をつくり根拠を明確にして運用したら、法の目的に合うと思います。

答

問 2 - 1 を参照してください。

問 2-6 . 施工体制台帳に記載されている、安全衛生推進者は、業者の規模により選任の不必要があるために適切な名前に変えてほしい。

答

10 人未満の事業者においては、「安全衛生推進者」(一定の資格必要)を「安全管理の責任者」(資格必要なし)によみかえて記入をお願いします。問 1 - 1 参照。

### 3 . 請負契約について

**問 3 - 1 . 現場の警備を警備会社に外注すると、請負契約に該当するのですか。**

**答**

県工事は、該当します。建設業法第 24 条、請負工事とは「委託その他何らの名義をもってする、を問わず報酬を得て建設工事の完成を目的として締結する契約は、建設工事の請負契約とみなしてこの法律の規定を適用する。」となっており、これに該当します。

なお、国交省の解釈では、現場の警備の契約は派遣契約とし、請負契約には該当しないが、警備の重要性を考慮して、施工体制台帳の一次下請欄に記載するよう求めているものです

現場の警備が建設工事の完成を目的とするかどうか、解釈の違いによるものと思われる。

**問 3 - 2 . トラッククレーンやコンクリートポンプ車等のオペレーター付きリース契約は請負工事契約に該当するでしょうか。**

**答**

該当します。問 3 - 1 を参照してください。リース契約という名称であっても、重機等にオペレーターを付けて、現場で元請業者の指揮のもと、操作をする契約は、建設業許可が必要な請負工事に該当します。すなわち、施工体制台帳に記載する必要があります。

**問 3 - 3 . 労務のみの常備工事は、単価契約である場合が多いが、請負契約工事となるでしょうか。**

**答**

個人(労働者等)が事業者として契約する場合は、請負契約工事に該当します。この場合、請負工事にして、下請契約を結ばないと、労働者派遣法に違反し、労働局から、処分を受けるおそれがあります。労働者派遣法に「派遣した労働者を建設作業に従事させてはならない。」とあります。

**問 3 - 4 . 次の業者とした契約は、建設工事の請負契約となるでしょうか。(施工体**



制台帳に記載する必要がありますか)

建設資材(生コン、ブロック等)の納入業者 仮設材のリース業者 資機材  
の運搬(運送)業者 レッカー車の運転業者(回送)

答

県工事では、資機材の購入、オペ付でないリースのみ、の場合は不要です。

国交省では、 から 、いずれも請負契約に該当しない、との解釈をとっており(工事の完成を目的としていないため) 施工体制台帳の記載義務はありません。 の、搬送した資材の据付作業まで契約範囲に含まれている場合は、請負契約に該当する。ただし、どれも重要なものなので、発注者によっては記載を義務づけているところがあるようです。

問 3-5 . 伐開作業に森林組合の人夫を雇用したら下請契約をせよとの指示がありました。索道の架設、撤去も同じ指示がありました。

答

A . 原則として下請契約が必要です。(問 1 - 13 も参照して下さい)

建設業法第 24 条の逐条解説によれば、「建設工事の完成を目的としているものであっても、必ずしも請負という名義を用いていない場合がある。それは、一つには民法の請負そのものが、他の典型契約である雇傭や委任と明確に区別しがたいばかりでなく、種々の特約が可能であり、さらに、民法の典型契約以外の無名契約も認められていることにより、現実の建設工事が民法の原則を修正した形で行われることが多いことによるものである。また第二に、本法の適用を免れるために、雇傭契約とか委任契約とかの名称を使用することも多いためと考えられる。」とあります。

問 3-6 . 小工事において個人でやっている石工を雇用した場合、契約・注文書また、それにかかる変更等のやり取りが個人相手であるので大変煩雑で面倒である。

答

面倒でも書面による契約が必要です。このような業者にも書面契約を行うよう指導するのが元請の責務といえます。

臨時雇用という形にすればよい、との考えもありますが、請負契約と雇傭契約は明確に区別しがたいものであり、臨時雇用でも建設業法上の請負契約とみなされる可能性があります。

**問 3-7 . 交通整理員は下請の合計金額に入るものなのでしょうか**

**答**

県工事では合計金額に算入しますが、国交省工事では算入しません。問 3-1 で記載したとおり。

**問 3-8 . 一括下請や丸投げ防止のための「施工体制の適正化」であると思いますが、一日だけのリース料、土質試験料等まで下請と定義するのはおかしいのでは。法規を拡大解釈していないのでしょうか。**

**答**

リース契約はオペ付きなら一日でも、また、土質試験も下請契約となります。なお、国交省では、土質試験は下請にはならない、(土質試験は工事の完成を目的としていない)との解釈をとっています。

請負工事の定義は、建設業法第 24 条に基づいたものです。問 1 - 3 参照。

**問 3-9 . 重機の運搬については、A 工事から B 工事へ重機を運搬した場合、1 回の輸送費が各々の下請金額になるなど大変矛盾を感じます。オペへの新規入場教育、その他の安全管理などを除き、管理対象として取り扱う必要性があるのでしょうか。**

**答**

重機運搬は請負工事とみなしていないので、下請金額には算入する必要はありません。ただし、運搬に併せて何らかの施工に携わった場合、請負工事になるので運搬費も下請金額に合算する必要があります。

#### 4 . 一括下請けの禁止について

問 4-1 . どこまでが一括下請けになるのかわからないところがあります。一括下請けの具体的判断基準となるものはなんでしょうか。

答

県では、平成 13 年度に工事現場における施工体制の点検要領を定め実施しています。

一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人がその下請工事の施工に「実質的に関与」しているかどうかを確認し一括下請負に該当するかを判断します。

「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画書の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工所用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことを言います。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当しません。

当該技術者に対する聴き取りの際、その請け負った工事の施工管理等に関し、十分に責任ある受け答えができるか否かが重要となります。

「実質的関与」に関しては、以下の 11 項目について点検します。

技術者の専任 発注者との協議 住民への説明 官公庁への届出等  
近隣工事との調整 施工計画 工程管理 出来形品質管理 完成  
検査 安全管理 下請の施工調整及び指導監督

（平成 16 年度 建設工事技術者研修会資料 P54 参照）

元請業者は、実質的関与が証明できる資料等の提出を求められることとなりますので、整理が必要となります。

問 4-2 . 横請(同規模業者への下請)、上請け(上位規模業者への下請)は、一括下請けと判断されるのでしょうか。

答

元請負業者が実質的に関与(問 4 - 1 参照)していれば特に問題はありません。

ただ、同規模(ランク)または上位規模の会社が一次下請等に存在している工事については、重点点検対象工事として、点検頻度を増すなどにより施工体制を把握します。なお、元請だけでなく、下請まで聴き取りを行うこともあります。

問 4-3 . 重点点検対象工事とはこういった工事が対象となりますか。

答

一定額以上の工事で、最大契約額の一次下請負人が 50%以上の金額を占めている。

横請け、上請け

工区割された隣接工事で、同じ会社が一次下請にいる。

低入札価格調査対象工事

その他、監理技術者の専任に疑いがある工事等。

これらは、少なくとも三次下請まで点検を行うこと、となっています。

県工事も同様で、平成 16 年度 建設工事技術者研修会資料 P44 を参照して下さい。

問 4-4 . 「実質的に関与」していることの確認は、具体的にどのような方法で行うのですか。

答

一括下請けの疑いがある場合、技術者にどのような作業を行っているかヒアリングが行われ、その際、工事の施工管理等に関し、受け答えが出来るかどうか確認されます。また、必要に応じ、下請負人の技術者にもヒアリングが行われます。

その際、元請負人が作成する日々の作業打合せ簿、それぞれの請負人が作成する工事日報、安全指示書等により、実際に行った作業内容を確認すればより有効である、とされています。またこれらの帳簿が形式的になっていないか、具体的な作業内容が記載されているかもポイントとなります。

問 4-5 . 金額を定め、(例えば 500 万円とか)それ以下の工事は、効率性の観点から一括下請けを認めてもらいたいのですが。

答

できません。

一括下請けについては、公共工事については法律で、また、建設工事請負契約書

においても禁止されておりますので、金額によって判断するということは考えられないことです。

**問 4-6 . 下請に全国大手会社（舗装工、法面工）を入れると 2 次下請を使用することとなります。二次下請会社を直接契約するよう指導されました。**

**答**

一括下請として疑義があったものです。これはいわゆる「上請け」で、重点点検対象工事となります。問 4 - 1、4 - 2 参照。

**問 4-7 . 下請比率が 50%以上と高い場合、県担当者は、元請業者は自主施工でないという雰囲気があるようです。**

**答**

下請金額が多い少ないだけでは判断されるものではありませんが、県では下請金額が 50%以上の工事については、重点点検対象工事として点検頻度を増し施工体制を把握することとしています。

(国交省では、下請業者 1 社で下請比率が 50%以上の場合を重点点検対象工事としています)

**問 4-8 . 大規模な土工事が主要工事の場合は、下請業者の機械保有台数の関係で、下請業者がある範囲で固定されるが、隣接する工事に同じ下請業者がいる場合に一括下請けではないかと指摘を受けました。**

**答**

重点点検対象工事となります。指摘を受けたら、「実質的に関与」していることを示さなければなりません。問 4 - 1・3・4 参照。

**問 4-9 . 下請契約について**

下請業者が技術員だけ出して、工事は孫請けに出す場合があるが、これはおかしいのではないのでしょうか。

答

一括下請と疑われる可能性はあるが、実質関与をしていればよいと考えます。  
工事の内容により、より専門的工種については専門業者に再下請させる場合もあるかと思われます。元請業者が実質的に関与しておれば特に問題はないものと思われます。実質的関与については、問4-1を参照。

問4-10. 実質的関与をしているにもかかわらず下請業者の比率が高いというだけで「元請はこの工事で何をしているのか」と言われたことがあります。

答

元請業者として、実質的に関与していることを関係資料等で説明すれば問題はありません。下請比率の大小だけでは一括下請けと判断されるものではありません。

問4-11. 実質的関与を行っている現場体制で、主たる部分に直営作業がないので一括下請けになると指摘があり、段取りを変えることとなりました。

答

主たる部分に直営作業があるかないかでは判断できるものではありません。「実質的関与」の条件を満たしていれば一括下請けにはなりません。「実質的関与」については問4-1参照。

問4-12. 施工体系図の掲示について、同ランクまたは上位規模の会社が一次下請等に存在する工事は、一括下請の重点点検対象工事となると記載されていますが平成15年度、建設工事技術者研修会資料p36 地域のBCランク業者ではありえることだと考えます。ある意味、地域において生き抜いていくための手段として許されることではないか、と考えます。

答

地域の小規模業者でも一括下請けは建設業法違反となります。ただし上位規模の会社が下請にいても、即、違反となるわけではなく、下請業者に「直接的に関与」していれば差し支えないわけです。その場合、一括下請けをしていないこと

を示すことも必要です。「実質的関与」については問4 - 1 参照。

問 4 -13 . (再掲)建設業許可を持つ商社を一次下請として施工体制台帳を提出したところ、認めてもらえなかった。

答

下の原因が考えられますが、納得できなければ理由を訊くべきでしょう。

500万円以上の下請負契約で、その商社が当該工事の種類を有してなかった。

何らかの理由で、丸投げ、一括下請けの疑いを持たれた。

など。



**5 . 技術者、現場代理人について  
(専任制、常駐制について)**

問 5-1 . 技術者の「専任」、および、現場代理人との「常駐」とは具体的にどのようなことでしょうか。両者の違いはどのようなことでしょうか。

答

技術者の専任制について。

建設業者は、その請け負った建設工事を施工する工事現場に、一定の施工実務の経験を有する者等を置いて工事施工の技術上の管理を行わせることが必要です。

建設工事現場には、工事施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者を置かなければならないと定められています(建設業法第 26 条 1、2 項)。

また、公共性のある工作物の重要な工事で請負金額が 2,500 万円以上については、主任技術者、監理技術者ともに、工事現場ごとに専任でなければなりません(建設業法第 26 条 3 項、施行令 27 条)。

なお、現場専任制の運用については、建設業者研修テキスト(建設管理課)を参照してください。

現場代理人の常駐について

当該工事のみを担当しているだけでなく、作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していること。(平成 16 年度 建設工事技術者研修会資料 P24 掲載、参照)

なお、「現場代理人の常駐」は請負契約により施工者の義務とされているものです。

(国交省相談窓口より)もし非現実的な過度の「常駐」を要求されるようなことがあれば、現実的な対応をとってもらようよう協議すべきです。

問 5-2 . 工事を 2 件落札した場合、近隣であれば合併積算されますが、技術者の専任、また、現場代理人の常駐も合併されてよいのではないかと考えます。

答

以下の条件によって認められる場合があります。

主任技術者の取扱については 2,500 万円以上で専任制が求められているものの、例外として、密接な関係のある 2 以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又

は近接した場所において施工する場合（政令第27条第2項）。

現場代理人の取扱いについては

- 1 契約書単位に配置（常駐）させること、兼務を認めないことを基本とする。
- 2 例外として
  - 1）工場製作の場合。
  - 2）同一工事現場で随意契約する場合。
  - 3）同一業者が隣接工事でかつ関連性のある工事を施工する場合。

等に認められますので、契約関係者とよく協議をしてください。

（平成16年度 建設工事技術者研修会資料 P22、24 掲載、参照）

**問 5-3 . 代理人・技術者が不在のとき、連絡を携帯電話でとろうとしたら駄目といわれました。**

**答**

「不在」= 常駐違反となります。携帯で連絡をとるということは、すなわち、専任（常駐）していないのではないかと、思われたわけです。問5-1を参照。

**問 5-4 . 現場が会社事務所に近く、事務所に帰って書類を作成していたが、「現場にいなかった」と注意されました。**

**答**

現場と事務所が「近接」しているかどうか、が問題となる。

営業所と工事現場が近接し常時連絡が取れる体制があるものについては、営業所の専任技術者をその工事の現場代理人にすることが出来る、と国交省通達にあります。

また、一つには、工事現場の解釈が問題となります。「工事現場」とは、工事目的物の敷地に止まらず、その近傍で直接管理可能な一定の場所を含む。（平成16年度 建設工事技術者研修会資料 P24 掲載、参照）

また、書類の作成が、「常駐」を判断する際の例外的な特別な理由がある場合になるのか。現場事務所では作成が出来ない書類であったので、会社事務所で作成していたのか、も問題となります。

問 5-5 . トンネル昼夜工事にて現場代理人は常駐だから、夜間も現場にて宿泊せよと指示された。

答

現実的でない指示です。ただし、夜間の責任者・連絡体制を明確にしておくことは必要です。

問 5-6 . 災害工事等の小規模な工事にあたっては、兼任しても十分な管理等が行えるのでいいのではと考える。(主任技術者の場合)

答

2500 万円未満の請負金額の工事(土木)は、兼任が可能です。主任技術者は全ての工事で専任である必要はありません。問 5 - 1 参照。

問 5-7 . 現場が何箇所にもなり、社長を技術者にしていたら注意を受けました。小さな業者では何人も技術者がいるわけではないので、多少は融通をしてもよいのではないのでしょうか。

答

社長が営業所の専任技術者だと、建設業法違反になる可能性があるので、他の兼任可能な技術者を配置すべきです。しかし、次の場合は、社長が兼任の技術者としてかまいません。

社長が営業所の専任技術者である場合、「当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるもの」については、専任を要しない工事現場の主任技術者となってもよい。

社長が営業所の専任技術者でない場合は、問 5 - 1 参照。

問 5-8 .2500 万円未満の請負金額の工事(土木)は何件まで兼任してかまわないのでしょうか、基準が曖昧です。

**答**

いろいろな要件で異なります。件数の規定はありません。当該工事の内容、技術者の力量等いろいろな要件が有りますので、当該工事の都度、発注者と協議をしてください。

**問 5-9 . 自社では、1 班 2 班と班別で仕事をしており、1 班の主任技術者と現場代理人が 2 班の忙しいときは応援に行きあい、相互に助け合いながら作業しています。それを「兼任」と言われると効率のよい人事配置が出来ません。**

**答**

質問にある事例では、異なるふたつの現場に現場代理人が行くことが問題となります。

現場代理人は契約書単位に配置（常駐）させること、兼務を認めないことを基本としています。主任技術者については、2,500万円以上(土木)で専任制が求められていますが、2,500万円未満の工事であれば兼任できます。問5-2 参照。

法令・規則を遵守したうえで、効率化が求められます。

**問 5-10 . 現場で軽微な作業をするときも現場代理人が必要ですか。**

**答**

契約により必要です。現場代理人は契約書単位に配置（常駐）させること、兼務を認めないことを基本とします。問5-1 参照。

**問 5-11 . 「常に常駐」であれば現場代理人を複数指名できないか。**

**答**

複数指名は発注者と受注者との意志疎通が難しく、かつ非効率であり、問題を抱えることとなります。

公共工事標準請負契約約款の解説（大成出版社）によれば、「現場代理人の職務は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこと及び次に掲げる権限を除きこの契約に基づく請負者の一切の権限を行使することであ

る。したがって、発注者は、次に掲げる権限に係ることを除き、現場代理人に対して、意思表示等を行えば足りる」となっています。

**問 5 -12 . 現場代理人の常駐について、県側主催の打合せ、講習会等は、現場を離れてもよいが、元請の本社の会議及び打合せ等は認めないと聞いたことがあります、おかしいのではないのでしょうか。**

**答**

現場代理人は、当該工事のみを担当していることだけでなく、作業期間中、「特別な理由」がある場合を除き常に工事現場に滞在している必要があります。

「特別な理由」の例としては、技術者として必要な国家資格等更新の講習会手続きや、当該工事施工の関係機関との協議などが考えられます。

現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理する者として工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐する事とされています。

**問 5 -13 . 現場代理人が技術資格取得のため技術講習に 2~3 日間行く際、現場代理人の代理を届出するように聞いていたので、提出しましたが、現場代理人の代理届けが本当にいるのか、いるとしたら何日間いないときに提出するかが明確にわかりません。**

**答**

特定の理由により「常駐の義務」を免除してもらうためには、離れる理由、期間、その間の連絡方法（代理者等）の連絡は必要です。

発注担当者とよく協議して下さい。

**問 5 -14 . 請負金額 1,050 万円と 630 万円の工事の主任技術者を兼任でかまわないと思い、工事監督職と協議したが、各工事場所が 3 km ぐらい離れているので兼任できないと言われた。**

**答**

基本的には兼任できます。しかし、工事の内容等主任技術者としての業務の履行

が可能であるか否か個別で判断します。(平成16年度 建設工事技術者研修会資料 P26 掲載、参照)。

なお、現場代理人は兼任できません。

**問 5 -15 . 工事金額により、現場代理人も兼任を認めてもらいたいです。**

**答**

現場代理人は契約書単位に配置(常駐)させること、兼務を認めないことを基本とします。しかし、例外規定もあります。問 5 - 2 参照。

**問 5 -16 . 作業遂行上、止むを得ず、現場代理人といえども材料資材の調達に、現場を離れることもあり、それを常駐していない、と判断されるのは厳しく思われます。**

**答**

現場代理人は、当該工事のみを担当していることだけでなく、作業期間中、「特別な理由」がある場合を除き常に工事現場に滞在する必要があります。問 5 -12 参照。

**問 5 -17 . 現場代理人が私用で休んだとき、常駐を強く要求されました。**

**答**

常識的な判断で話し合いをお願いします。問 5-5・12・13 を参照。

**問 5 -18 . 結婚式に出席になっていたが、年度末工事で日数がなく代理人不在の仕事申し出たが「常駐」を理由に断られました。**

**答**

常識的な判断で話し合いをお願いします。問 5-5・12・13 を参照。

**問 5 -19 . 地権者との打ち合せに出たところに担当者が来て、それ以来、事あるごとに、信用ない人だと決め付けられ、納得がいきません。**

答

問5 - 12 を参照して下さい。

問 5 -20 . 監督員名の記載欄に現場代理人である上司名を記載したところ、他工事で、代理人・監理技術者として登録していたら指名停止になるといわれました。

答

監督員とは、建設業法第19条の2第2項の監督員を指すものと思われませんが、建設業法解説によれば、「監督員とは、請負契約の的確な履行を担保するため、注文者の代理人として、設計図書に従って工事が施工されているか否かを監督するもの。」と記載されており、監督員に記名すると他工事の現場代理人や、専任の必要な主任技術者になることは不可能と判断されます。



## 建設業関連法規に関するQ & A

発行

平成 16 年 12 月

社団法人 高知県建設業協会 土木委員会（委員長 松本義彦）

ご協力

高知県土木部建設検査課

参考資料・参考文献

高知県建設工事契約ハンドブック

平成 15・16 年度建設工事技術者研修会資料（高知県）

建設業相談事例集 Q & A（国交省関東地方整備局建政部建設産業課）

建設業相談事例 Q & A（国交省中部地方整備局建政部建設産業課）

建設業法解説（逐条解説）（大成出版社）

公共工事標準請負契約約款の解説（大成出版社）

新しい建設業法遵守の手引き（財団法人建設業適正取引推進機構）

一括下請負の禁止の徹底運用ハンドブック（精文社）

元請施工体制の適正化措置に関する Q & A（社団法人日本土木工業協会）

内容に関するお問い合わせ

社団法人 高知県建設業協会 TEL088-822-6181（川上）